

熊野ブランド認定品の二次利用における熊野ブランド表示ガイドライン

熊野ブランド認定品を原材料とした加工品（調理したものを含む）等（以下「二次利用」という。）における「熊野ブランド」の表示のあり方（ガイドライン）は、関係する法令等に定めるほか、次の通りとする。

1. 二次利用における「熊野ブランド」の表示（以下「二次利用マーク等」という。）は次の通りとする。

（1）二次利用マークは次の通りとし、優先して使用するものとする。

- ・ 熊野ブランド認定表示取扱基準にある「ブランドマーク」の下に黒で「〇〇使用」と明記し、〇〇の部分に二次利用する熊野ブランド認定品の品目を書く

例えば、レストランのメニューや旅館等で提供する料理など、二次利用マークの使用ができない場合などを想定しており、基本は二次利用マークを使用する

2. 二次利用マーク等は、熊野ブランド認定制度の趣旨を理解している次の者が使用することができる。

（1）二次利用する熊野ブランド認定品の認定事業者が認めた者

（2）明らかに熊野ブランド認定品を二次利用していると証明できる者

例えば、認定事業者からの直接仕入れでなく、市場等で購入した熊野ブランド認定品を二次利用する場合等を想定している

3. 二次利用マーク等を使用するにあたっては、次の条件を満たさなければならない。

（1）二次利用における原材料の仕入先や数量等の追跡調査（トレースバック）ができること

（2）二次利用における原材料のうち、二次利用する熊野ブランド認定品の品目において熊野ブランド認定品以外の原材料が含まれないこと

（3）二次利用の主たる原材料が熊野ブランド認定品であるか、二次利用の商品名等の呼称に二次利用する熊野ブランド認定品の品目名が含まれていること

4. 二次利用にあたっては、熊野ブランドの品位を毀損することのないように努めなければならない。

例えば、一緒に使用する原材料がいわゆる B 級品であったり、食品添加物等を多用していたりするときは忌避すべき事項である